

一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会
電子申請システム利用規程

一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」という）電子申請システムは、「業務運営規程」に規定する各種届出書の提出に必要な個人情報を提供し、共済会、共済契約者の会員管理の利便性の向上を図ることとする。

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、共済会の電子申請システムにつき、業務運営規程第3条第1項第5号に規定する共済契約者（以下「共済契約者」という。）が利用する場合の規則を定め、円滑なる運用を図ることを目的とする。

（規程の改廃）

第2条 共済会は、本規程を改廃しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第2章 利用共済契約者

（利用共済契約者）

第3条 利用共済契約者とは、共済契約申込書を提出し、その承認を受けた者をいう。

（利用の承認等）

第4条 共済会は、共済契約申込書を受付け、必要な審査・手続き等を経た後に利用を承認する。

2 利用を承認された共済契約者には、電子申請システム新規申込承認書にて、ログインID、ログインパスワードを通知する。

3 共済契約者が電子申請システムを利用する場合は、共済会理事長が特に認めた場合を除き、インターネット経由で利用するものとする。

（利用の不承認）

第5条 共済会は、利用申請審査に際し、以下のいずれかの事由が存在すると認めるときは、利用を不承認とすることができる。

（1）利用申請の際の申告事項に、虚偽の記載がある場合

（2）電子申請システムの適正な運用または管理上支障が生じる場合

（3）共済契約者が過去に規程違反等により利用承認の取消しを受けたことがある場合

（4）その他利用共済契約者とするのが不適当と判断した場合

（譲渡禁止）

第6条 共済契約者は、電子申請システムの利用者として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定、その他担保に供する等の行為はできないものとする。

（変更の届出）

第7条 共済契約者は、電子申請システム登録メールアドレスを変更する場合は、理事長に対し、共済契約者氏名等変更届出書を提出しなければならない。

(設備等)

第8条 共済契約者は、電子申請システムを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器等を自己の責任と費用において準備する。

第3章 利用共済契約者の義務

(ログインID等利用に関する自己責任の原則)

第9条 共済契約者は、自己のログインID及びこれに対応するパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとする。

- 2 ログインID等の使用により第三者に対して損害を与えた場合、当該行為を自己がしたか否かを問わず、自己の責任と費用をもって解決し、共済会に損害を与えることのないようにしなければならない。
- 3 共済契約者が他団体の運営するデータベースサービスやネットワーク等へ接続して、両者間で紛争等が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、共済会は一切責任を負わない。
- 4 共済会は、電子申請システムの利用により発生した利用共済契約者の損害全てに対し、いかなる責任も負わず、一切の損害賠償をする義務はないものとする。
- 5 共済契約者が本利用規程に違反して共済会に損害を与えた場合、当該共済契約者に対して被った被害の賠償を請求できる。
- 6 共済契約者が雇用している会員等が、本利用規程に違反した場合、共済契約者とログインした担当者は、連帯して責任を負わなければならない。

(セキュリティに関する自己責任の原則)

第10条 共済契約者は、コンピュータウイルス対策及び不正侵入対策等に十分な注意を払わなければならない。

- 2 共済契約者の機器がコンピュータウイルスに感染し又は不正侵入等され、共済契約者と第三者の間で紛争等が発生した場合及び共済会に損害を与えた場合の取り扱いは前条第2項から同6項の規定を準用する。

(禁止事項)

第11条 共済契約者は、電子申請システム上で以下の行為をすることができない。

- (1) 営利を目的とする行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 犯罪的行為に結びつく行為
- (4) 他の共済契約者又は第三者の著作権を侵害する行為
- (5) 他の共済契約者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (6) 他の共済契約者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (7) 電子申請システムの運営を妨げ、あるいは電子申請システムの信頼をき損するような行為
- (8) 入力されている情報を許可なく変更を行う行為
- (9) ログインID又はパスワードを不正に使用する行為
- (10) 事実と反する又はそのおそれのある情報を提供する行為
- (11) その他、法律等に反する行為

第4章 運営

(ログインID等の一時停止)

第12条 共済会は、運用管理上緊急性が高いと認めた場合、当該共済契約者のログ

インID等を一時使用停止とすることができる。

- 2 共済会は、前項の措置を取ったことによって、当該契約者に損害が発生しても、いかなる責任も負わない。

(情報等の変更・削除)

第13条 共済会は、運営及び管理上の必要から、共済契約者に対し、事前に通知することなく、共済契約者が共済会に登録した情報及び文章等の変更又は削除を行うことがあります。共済契約者は、これを承諾する。

- 2 共済会は、前項の措置を取ったことによって、当該共済契約者に損害が発生しても、共済会はいかなる責任も負わない。

(電子申請システムの一時的な停止)

第14条 共済会は、共済契約者に対し、以下のいずれかの場合、事前に通知することなく、一時的に電子申請システムの停止を行うことができるものとし、共済契約者は、これを承諾する。

(1) 電子申請システムの保守を緊急に行う場合

(2) 火災、停電等により電子申請システムの提供ができなくなった場合

(3) その他、運用上あるいは技術上、電子申請システムの一時的な停止を必要と判断した場合

- 2 共済会は、前項各号の事由により電子申請システムの提供の遅滞又は停止等が発生したことによって、共済契約者又は第三者が被った損害につき、一切の責任を負わない。

(利用承認の取り消し等)

第15条 共済会は、共済契約者につき、以下のいずれかに該当する場合は、当該共済契約者に事前に通知することなく、承認の取消し、又はログインID等の使用を停止することができるものとし、共済契約者は、これを承諾する。

(1) 第6条の規定に違反した場合

(2) 第11条に掲げる行為を行った場合

(3) その他共済会が、利用共済契約者として不相当と判断した場合

附 則

- 1 この規程は平成31年3月1日から施行する。